

■要求水準書(案)に関する質問への回答

No.	頁	章	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問の内容	回答案
1	8	第1	2	(4)			運営権設定対象施設	一部を第三者に転貸することができますとは、他の団体に貸し出し、事業を行ってもよいという理解でよろしいでしょうか	他の団体に貸し出して事業を実施いただくことを認める想定です。詳細は募集要項等にて示します。
2	8	第1	2	(4)			運営権設定対象施設	第三者に貸し出す場合にの貸し出し条件等は運営権者が定めてよいという理解でよろしいでしょうか	募集要項等公表時に、貸出条件の有無や内容を示します。
3	8	第1	2	(4)			運営権設定対象施設	対象施設とは、総合文化センターを指すのでしょうか、松前公園も含まれるのでしょうか	実施方針に関する質問への回答No10を参照してください。
4	8	第1	2	(5)			指定管理限定施設	必要な補修及び修繕については、実施契約に定める一定額以下の範囲で対応するとありますが、一定額とは	募集要項等公表時に、実施契約書(案)にて示す予定です。
5	8	第1	2	(6)			民間収益施設	民間収益施設の使用料は、町の規則および条例に基づいて運営権者が設定するという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
6	8	第1	2	(4)			運営権設定対象施設	P.12で「運営権者を指定管理者として指定」とあるが、運営権設定対象施設もサービス購入料である指定管理料が示されると理解して良いか	運営権設定対象施設についても、サービス購入(指定管理)料の算定対象とする想定です。支払いの名目は、募集要項等公表時に、実施契約書(案)にて示す予定です。

7	8	第1	2	(5)			指定管理限定施設	指定管理限定施設となる図書館の指定管理料は、公募時に当該施設と他の施設を区分して示されるのか	指定管理限定施設となる図書館の指定管理料は、公募時に当該施設と他の施設を区分しない予定です。
8	9					表1	実施区分および事業者が実施する内容	ふるさとライブラリーの経常的な修繕とは、どのようなものを指すのでしょうか	図書貸出機器、書棚、AV機器、床カーペット、机、椅子、照明器具などが想定されます。
9	9	第1	2	表1			施設区分および事業者が実施する内容	「事業者が実施(運営権者として)」と記載のあるものは、事業者の財源で、全額事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか?	事業者の財源で実施していただくものになりますが、全額事業者負担というわけではありません。実施方針7ページのエに記載している事業者の収入等と事業者が調達した資金を財源として、実施していただくこととなります。
10	18	第1	4	(3)	(イ)	イ)	①料金の設定	松前公園は条例施行規則による設定はございませんでしょうか	松前町都市公園条例施行規則に照明施設の利用料金の設定がございます。
11	18	第1	4	(3)	(ウ)	ア)~	実施体制	三つの施設の館長は兼任しても良いかまた館長の選定は町の審査を必要とするか	館長は、兼任していただいて構いません。選定に当たり、町の審査は必要ありません。詳細は募集要項公表時に審査基準で示します。
12	20	第1	4	(3)	(カ)		松前総合文化センター全体のリニューアル改修工事の予定条件の概要	ア)~カ)に明示されているリニューアル改修工事予定の費用者は、「実施方針P3(4)事業の目的」内にある通りに町で、それ以外の経年劣化に伴う補修修繕は、建物の躯体に関するもの以外は全て事業者が実施し、その費用も事業者の財源で、全額事業者が負担するという理解でよろしいでしょうか?	リニューアル改修工事の費用負担者は、原則町の予定です。ただし、収益施設の増設等、直接事業者の収益につながる部分の工事をリニューアル改修工事に併せて実施する場合は、当該部分の負担を事業者に求める場合があります。また、それ以外の経年劣化に伴う補修・修繕については、原則として、建物の躯体に関するものであって町の財産となる部分の修繕については町が費用負担を行い、それ以外は基本的には事業者が自らの責任と費用により対応するものとなります。
13	40	第3	2	(11)	(ア)		修繕・更新業務	修繕・更新業務は原則事業者が実施及び負担するという理解でよろしいでしょうか	お見込みのとおりです。
14	40	第3	2	(11)	(ア)		修繕業務 事業内容	「修繕は、指定期間中に必要となる経常修繕、計画修繕であり、町の事由によるものを除き、その内容、規模の大小等を問わず全て事業者の業務範囲とする。」とあります。「町の事由によるもの」とはどのような修繕を想定すればよろしいでしょうか?	本事業後に実施するリニューアル改修工事において、大きな費用がかかる修繕は実施する予定で、その後しばらくは小さな修繕のみを見込んでおります。リニューアル改修工事において、想定していなかった部分や見落としていた部分において、大きな修繕が必要となった場合は、町の事由によるものとして、町が修繕する予定です。

15	48	第4	2	(5)	(イ)	ア)	文化センター事業	「まさきふれあい学園は年間10講座以上開催するとある」が、P61の第7 民間収益事業 2.(2)(イイ)で、「ふれあい学園として実施する事業は含まない」とあるため当該事業の経費は指定管理料の内容と考えて良いか	お見込みのとおりです。 ただし、ふれあい学園において、参加者に一定の費用負担をいただいておりますので、その費用負担分を講師謝金やチラシの印刷代等に当ててください。それを超過する部分をサービス対価の内訳に含めていただく想定です。詳細は、募集要項公表時に示します。
16	60	第7	1	(4)	(ア)		業務の基本方針	ここでいう利用料金は、自主事業への参加料という理解でよろしいでしょうか	ここで言う利用料金は、貸館の利用料金を指しています。自主事業への参加料は、第7の1の(4)の(イ)・(ウ)に記載の方針に則り設定していただいて構いません。
17			別紙				松前公園有料施設貸出し業務に関する内規	第5条で「使用料の納付は原則として現金扱い」とあるが、要求水準書(案)P.42のウ)利用料金の設定及び收受・管理の要求水準からこの内規の規定は変更されるのか	必要に応じて改正します。
18			別紙 9、11				収支の実績	収入にある指定管理料以外の項目は町の歳入庁低額と理解して良いか。 支出の項目は町及び現在の指定管理者が負担している対象施設の運営業務に関するすべての経費を計上しているものと理解して良いか。	前段について、「歳入庁低額」が何を示す用語か掴みかねたため、回答を控えます。 後段について、別紙 9、11に示している収支の実績は、指定管理者の実績であり、指定管理者が負担しているすべての経費を記載しております。 ただし、町が実施した大型の修繕等は、記載していません。文化センターの大型修繕については、「要求水準書(案)」に関する質問への回答No.12」でお答えしているとおりです。松前公園の大型修繕については、令和13年～実施予定の松前公園の中規模改修までは、従前のおり町が負担して実施する予定です。中規模改修以降の修繕費に関しては、文化センターの例になります。
19			別紙				松前総合文化センターリニューアル改修工事に係る経緯及び計画	③、④ではホールの利用停止期間を想定しているが、その間の運営業務に要する固定的経費は指定管理料の内容と考えて良いか	ホールの利用停止によって明らかに発生しなくなる費用については、当該期間分はサービス購入(指定管理)料から除く想定です。それ以外の運営業務に要する固定的経費は、サービス購入(指定管理)料に含みます。